「その他の地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

⑶　［略］

⑷　「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「その他の地域における経済の活性化に資する方策」の記載に当たっては、それぞれ、協同組織金融機関等における当該取組の促進に資するための方策について、具体的に記載すること。

⑸　［略］

５．職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

⑴　特別関係協同組織金融機関等における「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

⑵　特別関係協同組織金融機関等における「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

①　員外監事（第３条第２項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において員外監事を新たに選任すること。

②　員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

⑶　⑵の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の法第三十四条の三第一項第三号に規定する監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。

①　２人以上の員外監事がいない場合において、１人以上の独立員外監事（法第34条の３第１項第３号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む２人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がいない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

②　２人以上の員外監事がいるが独立員外監事がいない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

ついては、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

⑶　［同左］

⑷　「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれ、協同組織金融機関等における当該取組みの促進に資するための方策について、具体的に記載すること。

⑸　［同左］

［加える。］